

京都市告示第 569 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人 京都ユース・ホステル協会	京都市宇多野ユース・ホステルの使用料の徴収	平成18年4月1日から 同年9月30日まで
財団法人 花脊森林文化財団	京都市森林文化交流センターの使用料の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
京都伝統産業青年会	京都市伝統産業振興館の使用料の徴収	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで

(産業観光局商工部経済企画課)